

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.42

平成20年6月10日

### 以前入会した会員制レジャークラブの退会を勧める電話がかかってきたが...

#### 被害内容

【相談者 30代男性】

数年前、「ホテルを格安で利用できる」等の特典がある会員制レジャークラブの勧誘を受け、入会しましたが、利用していませんでした。昨日、突然ある業者から電話で、「クラブの会費が高くなる。退会手続きをしてあげる。」と言われ、呼び出されました。どうしたらいいのでしょうか？

#### 対処方法

- ・ これは、以前に「会員サービス」等の契約をした人が、「まだ退会していない」などと呼び出され、新たな契約をさせられる「二次被害」の事例です。
- ・ 相談者には、このような電話があっても業者の説明を鵜呑みにしないこと、また、呼び出しに応じると、虚偽の説明で不安をあおられ、高額な契約を結ばせられるので、行かないよう助言しました。
- ・ もし、契約しても、契約書面を受取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。
- ・ トラブルになったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。

不審な電話には  
要注意！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)